



# 育児、介護など 「働き方改革」の 取り組みを表彰します



YAMANASHI

## 第3回 **YAMANASHI** **ワーキングスタイル** **アワード**



多くの企業の応募をお待ちしています。

受賞するとこんなメリットが！

県ホームページ等によるPR  
県融資制度の貸付利率等の優遇  
県合同就職面接会への優先参加

応募締切  
令和3年  
9月30日

※まん延防止等重点措置実施の対象区域となったことから、応募締切を延長しました。

詳しくは、ホームページをご覧ください。



山梨県では、働きやすい職場環境づくりや育児・介護等に関する支援、多様な人材の活用などを積極的に進めている企業等を表彰することで、その取り組み内容等を優良事例として広くPRし、「働き方改革」の取り組みの普及啓発や意識の醸成を図ります。

お問い合わせ 山梨県産業労働部労政雇用課 TEL 055-223-1561

※企業等とは、常時雇用する労働者を有して事業活動を行う法人又は個人をいいます。

## 応募要件

- (1) 山梨県内に本社を有する企業等※及び当該企業を構成する事業所で一定の要件を満たすもの。
- (2) 以下の全てに該当すること。
  - ① 自己点検票（様式2）に掲げる項目（1～27）のうち、該当する項目が3割（9項目）以上であり、かつ障害者雇用率等、企業等の規模に応じて必須となっている項目全てを実施していること。
  - ② 過去3年間に労働関係法令等に関し、重大な違反がないこと、その他社会通念上受賞するにふさわしくないと判断される事由がないこと。
  - ③ 過去において、YAMANASHI ワーキングスタイルアワードの優秀賞を受賞していないこと。

## 応募期間

令和3年8月2日（月）から9月30日（木）まで

## 応募方法

- ・企業等からの応募または団体による推薦とします。
- ・原則、企業単位の応募としますが、同一企業内で、他の事業部門と労働の態様が全く異なり、経営主体、場所、建物、会計等によって一定の独立性がある、別種の事業を行う事業所については、事業所単位での応募が可能です。

### 【提出書類】

- ① 「YAMANASHI ワーキングスタイルアワード」申請書（様式1）
- ② 「YAMANASHI ワーキングスタイルアワード」自己点検票（様式2）
- ③ 「YAMANASHI ワーキングスタイルアワード」に係る法令遵守状況等に関する状況確認承諾書（様式3）
- ④ 就業規則等の写し（該当箇所の抜粋も可。労働基準監督署の受付印があるものに限りです。）
- ⑤ その他取り組み内容がわかる資料（社内外の記事・パンフレット・写真等）

※団体による推薦の場合は、推薦書（様式4）と上記②～⑤を御提出ください。

※郵送または持参により提出してください。※郵送の場合は、9月30日（木）必着。

※持参の場合の受付は、平日、月～金の8:30～17:15、※土日祝日の受付は行っておりません。

※様式は、県労政雇用課ホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.yamanashi.jp/rosei-koy/chijihyousyou.html>

【提出先】〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6-1 山梨県産業労働部労政雇用課 労政担当

## 選考及び決定の方法

「YAMANASHI ワーキングスタイルアワード」申請書及び自己点検票等を基に必要に応じて聞き取り調査等を実施した上で、選考委員会の選考に基づき、知事が決定します。

## 被表彰者の発表と表彰式

- ・令和3年11月にプレスリリースするとともに、県のホームページで公表し、表彰式を開催します。
- ・優秀賞受賞企業には、令和3年11月下旬開催予定の働き方改革トップセミナー等で、取組事例を発表していただく予定です。

## お問い合わせ

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6-1 山梨県産業労働部労政雇用課 労政担当  
TEL: 055-223-1561 FAX: 055-223-1564 E-mail: rosei-koy@pref.yamanashi.lg.jp